

「第7期岐阜県高齢者安心計画（案）」に対するパブリックコメント意見とそれに対する県の考え方

【意見募集期間】 平成29年12月25日（月）～平成30年1月24日（水）

【意見募集結果】 1名、5件

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

番号	項目（頁）	ご意見等	意見に対する県の考え方
1	介護人材の確保 ・P17 ・P45-50 ・P115-117	介護職員の確保と養成について、県として施策の充実と市町村への支援（P45～P50、P115～117）を、いっそう行っていただきたい。 介護事業所における介護職員の確保は、困難な状況が続いています。ハローワーク紹介だけでは確保できず、有料紹介所に年収の20%の紹介手数料を支払って確保しているのが実態です。第7期計画書（P17）において、2025年にむけ「毎年約1000人の介護職員確保が必要」と見込んでいます。介護職員の処遇の改善と確保は国家的課題です。岐阜県の介護職員の賃金は、全産業と比較して7万円低い（全国の全産業比較では10万円低い）実態です。私立の介護福祉士養成校は定員割れの状況です。県立看護大学に、介護福祉士養成課程併設することを、提案します。国と県あげて、介護職員の養成と賃金格差をなくす施策が必要です。市町村レベルでは、「飛騨市介護人材確保対策事業」や「山県市福祉を担う人づくり推進助成金制度」などが実施されています。	県内の介護福祉士等養成施設では定員割れをしている状況であり、新たに県立の介護福祉士養成機関を設置することは困難であると考えます。 県では、介護人材の確保及び養成に向けた施策として、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を認定、公表する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」、介護の仕事に関する情報発信を行うポータルサイト「ぎふk a i GO!」を運営するほか、中高齢者等を介護人材として育成する研修、外国人介護人材の受入セミナー、介護事業所の職員の研修支援、地域の状況に合わせた介護人材確保対策を実施する市町村に対する助成、県内介護福祉士等養成施設が取り組む介護人材確保に対する支援等、様々な施策を展開し、介護人材の確保に努めてまいります。
2	介護予防・生活支援サービスの体制強化 ・P40	現行の要支援者へのサービス（訪問介護と通所介護）が低下しないように市町村への指導を行っていただきたい。具体的には、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「現行の国基準相当サービス」を2018年度以降も、現行の単価のままで継続実施するよう市町村を指導していただきたい。 第7期計画（P40）において、「総合事業では、要支援者に対する通所・訪問介護や、すべての高齢者を対象とした一般介護予防を行っています。これらは、高齢者の生活を支え、介護予防を進めるために重要な事業」とあります。介護事業所で働く職員は、「個人情報保護」「事故防止」「感染防止」「認知症ケア」「虐待防止」「身体拘束廃止」などについて日々学習し専門的力を高めています。生活援助や短時間デイなどを利用される方に対しても専門的力をもった事業所職員が引き続き支援すべきと考えます。昨年6月の厚労省ガイドラインにおいても「事業所の採算性を考慮した単価設定」をするよう指針で示しています。今までの単価で現在のサービスが継続して利用できるよう市町村への指導・助言を希望します。	要支援者に対する介護予防給付（訪問介護、通所介護）は、これまで提供されていたサービスについては、現行相当サービスとして、内容・単価とも継続して地域支援事業に移行されたことを確認しております。 今後、高齢化が進展するなか、在宅生活を継続するために、家事援助を中心とした日常生活支援サービスを必要とする方が増加するとも考えられます。 このような状況の中、専門性を必要とする身体介護を中心とするサービスは専門職が提供し、簡単な家事等はボランティアによって提供していくことが必要であると考えております。 そのため、専門職によるサービスを継続しつつ、地域住民が主体となって提供するサービスを創設されるよう市町村を支援してまいります。

番号	項目（頁）	ご意見等	意見に対する県の考え方
3	介護保険料 ・P18-19	<p>経済的負担の軽減について、市町村への指導をいっそうすすめていただきたい。第7期の県平均介護保険料（P18）は、5,789円で第6期保険料5,406円より7%アップです。低所得者に配慮した多段階設定を市町村に対し指導をお願いします。第6期計画書（P49）では、「自分自身の介護に関して将来を含めて不安はあるか」という質問に対し、「介護にどれくらいお金がかかるのか不安」という意見（47%）が記載されています。特に、住民税非課税世帯の方への配慮をお願いします。横浜市では、独自の制度でグループホームやユニット型個室の居住費や在宅サービスの負担軽減制度を実施しています。また、保険料を決して悪質ではなく、払いたくても払えない方や認知症等のため払えず2年以上経過し利用料負担が3割となってしまった方への救済制度をぜひとも検討くださるようお願いいたします。</p>	<p>高齢の方の介護保険料は、同一市町村内でも、所得に応じて、段階別に設定されており、負担能力に配慮した仕組みとなっております。その段階は、9段階が標準ですが、特別な必要がある場合は、10段階以上の多段階化も可能とされています。このような多段階化は、それぞれの市町村内の所得分布を勘案して、市町村が決定することとなります。</p> <p>住民税非課税など低所得の方については、公費による負担軽減が実施されており、今後、対象者と軽減割合が拡充される予定です。介護保険制度は、加入者が応分の負担をして支え合う仕組みのため、所得の低い方でも一定の負担をお願いするものとなります。特別な事情で保険料を支払うことができない場合の減免などの措置は、各市町村において定められています。</p> <p>こうした制度の適切な運用について市町村等を支援してまいります。</p>
4	認知症対策の推進 ・P31-36	<p>地域包括支援センターの充実・強化について、市町村への支援を、いっそう力をいれていただきたい。</p> <p>第7期計画の「3つの目的」の1つ「地域包括ケアシステムの深化・推進(P22)」と今後の「9つの施策の方向性」の1つ「1-2認知症対策の推進(P23、P31-36)」があります。地域包括ケアの推進には、地域包括支援センターの充実・強化が求められます。2017年5月1日現在89カ所設置（P43）とあります。認知症施策の推進や地域ケア会議の推進など、市町村への指導と施策に対する公的な支援がいっそう必要です。認知症施策の中の「見守りネットワークの構築」（認知症の症状として徘徊がありますが、自宅に戻れなくなったり、事故などに巻き込まれたりするなど危険が伴います。周囲の人が見守り、徘徊に気付いて適切な声かけや関係機関への連絡等が必要）（P36）あります。岐阜市地域包括支援センター東部が呼びかけて地元自治会や社会福祉協議会や医療・福祉関係事業所が協力して「徘徊認知症高齢者の捜索訓練（お出かけサポート訓練）が3回実施されました。県内の89の地域包括支援センター又は日常生活圏域において実施することを期待します。</p>	<p>ご意見のとおり、地域包括支援センターには、認知症総合対策や地域ケア会議などを推進していく役割があり、その充実強化は必要と考えております。</p> <p>県としても市町村等のニーズを踏まえて、先進事例の提供や職員の資質向上研修など、今後とも市町村に対する支援を実施してまいります。</p>

番号	項目（頁）	ご意見等	意見に対する県の考え方
5	<p>介護サービスの充実と質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P15-16 ・P62-63 ・P67-68 ・P75-76 	<p>高齢者の住まいとして特別養護老人ホームの整備とケアハウスの充実に力をいれていただきたい。</p> <p>第7期計画の「3つの目的」の1つ「介護保険サービス基盤の整備(P22)」と今後の「9つの施策の方向性」の1つ「2-2介護サービスの充実と質の向上(P24)」があります。特別養護老人ホームの申込み者は施設整備（P62、広域型定員9,789名・地域密着型定員1,085名・合計10,874名、2017年）が図られてきたにもかかわらず、2017年6月1日現在7,192名（P15）となり、第7期施設整備計画は344床（P75、広域型224床・地域密着型120床）となっています。</p> <p>国の制度変更により、特別養護老人ホームの入居は原則、要介護3以上の方となりましたが、2017年6月、県の調査で、入所申込者は7,192人（P15-16、「即入居したい方」2,166人・57%、「要介護度3以上で、自宅で独居または介護が困難な家族等の同居の方」2,549人・35%）です。</p> <p>経済的に困難な方には、居住費や食費を軽減する補足給付の制度や社会福祉法人による減免制度の活用ができるのが特別養護老人ホームです。他の介護保険施設や有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅との違いです。引き続き、施設整備が必要であると思います。</p> <p>ケアハウスは40か所・定員1360人とあります（第6期計画書P171）。第7期計画では、施設整備0（P76）です。岐阜市では軽費老人ホームBや生活支援ハウスは定員に対し空室である一方、ケアハウス（11施設370人定員）は入居待ち181名（2017年12月1日現在）です。個室でバリアフリーであること、収入によって利用料軽減があること、外部からの介護保険サービスが利用可能である点など利点があります。また岐阜市では生活保護の方を入居対象としていません。サービス付高齢者向け住宅は急速に整備され103棟・2816戸（2017年3月末）とあります（P68）が、収入による利用料助成はありません。県として、ケアハウスの整備と充実に力を入れていただきたい。具体的には、施設整備計画作成と運営費補助（事務費補助金）拡充と生活保護の方の入居を認めることです。ケマネジャーによる支援計画にそって、訪問介護や通所介護などの居宅サービスを利用しながらケアハウス職員とご家族の協力のもと、高齢者の住まいとして選択される1つの施設と言えます。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、市町村介護保険事業計画を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を考慮しながら、居宅サービス等とのバランスを図り適切な整備を進めてまいります。</p> <p>ケアハウスについては、第7期計画では市町村計画を踏まえて新たな整備は計画されておませんが、従来から事務費補助金により入所者の負担軽減を図っているところです。ケアハウスは、特別養護老人ホームの重点化等に伴い、その社会的役割の重要性が増すことが考えられることから、より有効な活用が期待されることです。</p> <p>なお、生活保護の方の入所施設については、生活保護実施機関や措置を行う場合の市町村において、適切に判断されるものと考えております。</p>